

令和7年度農業機器購入支援事業補助金のご案内

●事業内容

農業機器の購入にかかる費用の一部を補助します。

・対象者

地域計画において、地域内の「農業を担う者」に位置付けられた農業者のうち

- ①市内に在住する個人農業者で、地域計画における目標年度の経営面積が1ha以上
- ②市内に所在する農業法人等で、地域計画における目標年度の経営面積が1ha以上
- ③市内の集落営農組織で、地域計画における目標年度の経営面積が、区域内の農用地等面積の1割以上

・補助対象の農業機器

トラクター、田植機、乾燥機、脱穀機、コンバイン等の専ら農業用として製造販売されている機器類で購入代金が150万円以上のもの。

※購入代金には農業機器等の購入代金以外の経費（消費税、送料、保険料、手数料等）は含みません。

※パソコン、軽トラック、家庭用冷蔵庫等の汎用性が高い機器類は補助対象外です。

・補助金額

50万円（補助率1/3以内で上限50万円）

・今年度の採択数

2件

※その他の交付要件について、裏面「注意事項」もよく読んで応募してください。

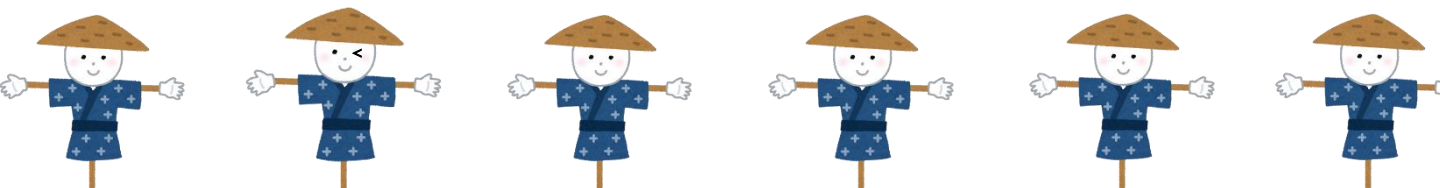
●応募（交付申請）の提出

2025年（令和7年）9月30日までに宝塚市農の魅力創造課へ提出

●応募（交付申請）に必要な書類

- ・交付申請書（様式第1号）及び別紙様式1-1号・1-2号
- ・購入予定の機器の概要がわかる書類（カタログ等）
- ・購入予定先が発行する補助対象の経費を示す書類（見積書等）
- ・新しい安全性検査に合格した機器であることを示す書類（令和7年度以降に新たに発売された安全性検査対象機器について申請する場合）

※交付申請書および別紙様式は農の魅力創造課にご用意しています。



問い合わせ先

宝塚市役所 農の魅力創造課

〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号

TEL: 0797-77-2110 FAX: 0797-77-2133

審 査 基 準

3名以上から交付申請があった場合は、以下の審査基準に則って、上位2名を採択します。

- ・ 地域計画における現在の経営面積
- ・ 地域計画における目標年度の経営面積
- ・ 地域計画における集積面積
- ・ 申請者が認定農業者もしくは認定新規就農者かどうか
- ・ 購入する農業機器が新品か中古品か

※審査の結果、採択が決定しない場合は、補助対象経費の金額の大きい方から優先します。

注 意 事 項

- ・ 農業機器等は交付決定後に購入（契約・発注）し、事業実施年度末までに納品と支払い（購入代金の全額または交付決定額以上）が完了するものに限りま。
- ・ 購入方法は、一括払い若しくは分割払いのみで、リースは対象外です。分割払いで購入する場合には、事業年度内に交付決定額（50万円）以上の支払いが必要です。
- ・ 個人が販売する機器（オークションやフリーマーケットを含む）は対象外です。
- ・ 令和7年度以降に発売された型式のトラクター（乗用型・歩行型）、田植機、コンバイン（自脱型）又は乾燥機（穀物用循環型）については、安全性検査に合格したものが対象です。
- ・ 機器等の使用に必要な消耗品や定期的に交換（更新）が必要となる部品等の予備の購入は対象外です。
- ・ 購入する機器等が新品の場合は、交付決定の日から7年後の年度末まで（中古の場合は、5年後の年度末まで）は、機器等の処分ができません。また、その期間中は年1回、利用状況を報告していただきます。
- ・ 購入した機器等は専ら市内の農地で使用し、かつ、市内に保管してください。